

平成18年度包括外部監査結果等に対する措置計画について

平成19年3月28日

財 政 部

下 水 道 部

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定による包括外部監査

2 監査を実施した期間及び報告書提出日

平成18年6月23日から平成19年2月9日まで（平成19年2月13日提出）

3 包括外部監査人及び監査補助者

(1) 包括外部監査人 公認会計士 田村 賢一

(2) 監査補助者 公認会計士 新井田 信也 ほか2名

4 監査のテーマ及び措置計画

(1) 汚水処理事業の財務事務及び経営管理について・・・・・・・・・・別紙1

〔財政部・下水道部〕

(P1)

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 下水道部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
25	(1)下水道使用料算定の基礎となる雨水に係る経費と汚水に係る経費の区分基準が文書化されていない。下水道使用料を適切に決定するためには、汚水処理に関する経費と雨水処理に関する経費を一定の基準に従って区分することが前提となる。基準を文書化することは法令等により強制されるものではないが、使用料算定に当り、この区分基準を明確化することは重要であることから、文書化して整備する必要がある。	今後、下水道使用料の算定の基礎となる雨水に係る経費と汚水に係る経費の区分基準の作成について検討します。（業務課）
28	(2)下水道使用料の減免に条例の適用を誤っていたものがあった。	下水道使用料に係る減免規定について、適正な取り扱いの徹底を図ります。（業務課）

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 下水道部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
31	(3)会計処理及び資産管理に問題点がある。 ① 固定資産に計上された支出において、営業費用として計上すべきであった経費が約 29 百万円あった。	①今後、収益的支出予算と資本的支出予算に計上する内容を吟味し、執行していきます。（業務課）
35	② 人件費の計上区分が勤務実態を反映していない。一般会計で計上されている部長次長の人件費は下水道事業会計で計上すべきである。	②今後、勤務実態に合わせた部長次長の人件費の計上を検討します。（業務課）
35	③ 退職給与引当金が計上されていない。平成 17 年度末の期末要支給額（仮に年度末に全職員が退職した場合の退職金支給額）は 829 百万円であり、一定の方法を定めて処理する必要がある。	③今後、退職給与引当の方法等について検討していきます。（業務課）
37	④ 企業債の未払利息が計上されていない。平成 17 年度末の未払利息は 58 百万円である。	④未払利息の計上について、検討します。（業務課）
39	⑤ 備品の現物確認をしたところ、ノートパソコン 2 台は現物がなかった。金額的には僅少であるが、情報管理の観点から管理は厳格にすべきである。	⑤除却処分をし、今後、管理を徹底していきます。（業務課）
39	⑥ 平成 16 年度に水洗化普及資金利子補給額の算定で金額の僅少な誤りがあり、平成 17 年度で修正されていた。	⑥利子補給規則により利子補給額の算定の基礎となる計算書の添付を義務付けしてチェック体制の確立を図ります。（業務課）

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 下水道部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
42	<p>(1) 下水道使用料改定の基礎となる財政計画について、実績との比較分析が行われていない。また、基準外繰出金について財政計画と過去の実績との間に差異があるにもかかわらず、その差異に合理性があるとの検証がなされていない。</p> <p>このような状況下で行われた改定使用料は「雨水公費汚水私費の原則」を満たさなくなってしまう可能性がある。その場合、状況改善のために、大幅な使用料値上げなど、激変を伴う措置を講じなければならなくなる可能性もある。</p>	<p>今後、財政計画と実績との比較分析を行います。（業務課）</p>
51	<p>(2) 下水道事業の財政状況は平成 17 年度赤字決算となっている。</p> <p>第1にすべきことは経費削減であるが、それだけで健全化を達成するのは困難であること、また、将来世代との間における使用料負担の公平性を期すことの観点から、下水道使用料の見直しもやむを得ない状況にあると思われる。</p>	<p>今後の経営健全化に向けて、参考とします。（業務課）</p>
56	<p>(3) 農業集落排水施設使用料、コミュニティプラント使用料は汚水処理費用負担の公平性の観点から公共下水道使用料と差を設けるのは望ましいとはいえない。</p>	<p>今後、使用料を見直しする際の参考とします。（業務課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 下水道部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
58	<p>(4) 汚水処理施設における施設選択において、農業集落排水事業は経済性に優れていたとは、必ずしも言えない。多額の設備投資計画策定においての将来見込のシミュレーションでは、単一の仮定での検討では不十分で、様々な仮定のもと、多面的な検討が必要である。特に、技術進歩のある汚水処理設備は、規格も含めて更新が行われるのが常であり、従前の基準が改訂間近の状況にあるときは現実の経済環境は改訂後の状況に達していることがあることから、実情を踏まえて計画を検討することが必要である。</p>	<p>今後、汚水処理施設を選択する際の参考とします。（業務課）</p>
80	<p>(5) 農業集落排水事業計画は精度が不十分で、その結果農業集落排水処理施設は処理能力が過大であり、設備投資も過大であったと思われる。今後、事業計画の策定にあたっては、予測の精度を高める必要がある。</p>	<p>今後、事業計画策定をする際の参考とします。（業務課）</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 財政部・下水道部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
80	<p>(6) 入札については、それが設備投資の削減に対して平成 13 年度では有効に機能しているとは言えないこともあったが、ここ数年間は有効に機能してきているようである。また、監査の過程で談合等の入札に関する不正については確認させる事情はなかった。</p> <p>今後は、平成18年12月に全国知事会から出された緊急報告「都道府県の公共調達改革に関する指針」の趣旨をくみ取り、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討する必要がある。</p> <p>また、業務委託、建設工事いずれも他の市町村の類似業務、工事の情報を入手し、落札価格の妥当性を検証する必要がある。</p>	<p>今後とも、競争性が確保されるよう努めてまいります。</p> <p>(契約検査課・業務課)</p>
87	<p>(7) 固定資産にみなし帳簿価額を適用することができる制度を、受贈資産についてのみ適用し、補助金により取得した資産には適用していない。処理の統一を図るのが望ましい。</p>	<p>今後の減価償却費の計上について、検討します。(業務課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 下水道部

報告書頁	指摘事項等	対応策(担当課)
88	<p>(8) その他</p> <p>① 地方公営企業会計に移行したことに伴う減価償却について、残存価額の設定が統一されていない。全ての有形減価償却資産の残存価額は1円に統一して減価償却するのが望ましい。</p>	<p>他都市の状況を参考にしながら、検討します。(業務課)</p>
88	<p>② 毒物については受払簿による台帳管理がなされているが、劇物については台帳が作成されていない。毒物のみならず、劇物についても台帳を作成することが望ましい。</p>	<p>劇物についても、毒物と同様に保管台帳及び受払記録簿を作成し、適正な管理に努めます。(施設管理課)</p>

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。

## 包括外部監査結果等に対する措置計画（その他参考事項分）

部局等名 下水道部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
89	(1) 企業債利息のうち、財政融資資金については繰上償還による負担軽減策の方針が、平成18年12月に出された。この制度を有効活用されるよう努められたい。	今後、制度を有効活用して企業債利息の軽減を図りたい。（業務課）
93	(2) 抜本的な改革として、水道部と下水道部の組織統合は有効と思われる。	水道部と下水道部の組織統合について、更なる検討を進めていきます。（業務課）

指摘事項等の欄には監査結果報告に添えて提出する意見も記載し対応策を講じること。監査結果と意見は別葉に作成すること。